

|        |            |
|--------|------------|
| 地域指定年度 | 旧八雲 昭和45年度 |
|        | 旧熊石 昭和48年度 |
| 計画策定年度 | 旧八雲 昭和45年度 |
|        | 旧熊石 昭和48年度 |
| 計画見直年度 | 旧八雲 昭和50年度 |
|        | 旧八雲 昭和60年度 |
|        | 平成22年度     |
|        | 平成24年度     |

# 八雲農業振興地域整備計画書



平成24年12月

北海道二海郡八雲町

# 目 次

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 第1  | 農用地利用計画                                | 1 |
| 1   | 土地利用区分の方向                              | 1 |
| (1) | 土地利用区分の方向                              | 1 |
| ア   | 土地利用の構想                                | 1 |
| イ   | 農用地区域の設定方針                             | 1 |
| (2) | 農業上の土地利用の方向                            | 2 |
| ア   | 農用地等利用の方針                              | 2 |
| イ   | 用途区分の構想                                | 2 |
| ウ   | 特別な用途区分の構想                             | 3 |
| 2   | 農用地利用計画【別記】                            |   |
| 第2  | 農業生産基盤の整備開発計画                          | 4 |
| 1   | 農業生産基盤の整備及び開発の方向                       | 4 |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画                           | 4 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 4 |
| 4   | 他事業との関連                                | 4 |
| 第3  | 農用地等の保全計画                              | 4 |
| 1   | 農用地等の保全の方向                             | 4 |
| 2   | 農用地等保全整備計画                             | 4 |
| 3   | 農用地等の保全のための活動                          | 4 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 4 |
| 第4  | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画  | 5 |
| 1   | 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向   | 5 |
| (1) | 効率的かつ安定的な農業経営の目標                       | 5 |
| (2) | 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向           | 5 |
| 2   | 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 | 6 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 6 |
| 第5  | 農業近代化施設の整備計画                           | 7 |
| 1   | 農業近代化施設の整備の方向                          | 7 |
| 2   | 農業近代化施設整備計画                            | 7 |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 7 |
| 第6  | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画                  | 7 |
| 1   | 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向                 | 7 |
| 2   | 農業就業者育成・確保施設整備計画                       | 7 |
| 3   | 農業を担うべき者のための支援の活動                      | 7 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 7 |
| 第7  | 農業従事者の安定的な就業の促進計画                      | 8 |
| 1   | 農業従事者の安定的な就業の促進の目標                     | 8 |
| 2   | 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策                | 8 |
| 3   | 農業従事者就業促進施設                            | 8 |
| 4   | 森林の整備その他林業の振興との関連                      | 8 |

# 目 次

|     |                     |       |    |
|-----|---------------------|-------|----|
| 第8  | 生活環境施設の整備計画         | ----- | 9  |
| 1   | 生活環境施設の整備の目標        | ----- | 9  |
| 2   | 生活環境施設の整備計画         | ----- | 9  |
| 3   | 森林の整備その他林業の振興との関連   | ----- | 9  |
| 4   | その他の施設の整備に係る事業との関連  | ----- | 9  |
| 第9  | 附図                  | ----- | 別添 |
| 1   | 土地利用計画図（付図1号）       |       |    |
| 2   | 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） |       |    |
| 別 記 | 農用地利用計画             | ----- | 別添 |

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本町は、北海道渡島半島の北部に位置し、東は太平洋（内浦湾）西は日本海に面し、北は今金町、せたな町、長万部町、南は乙部町、厚沢部町、森町に接した、農業、漁業、商業により形成されている総面積955.98平方キロメートルの町である。

気候は、雄大な渡島山脈で分断されていることから、太平洋側と日本海側とで異なり、太平洋側は夏季に冷涼性の海洋気象に支配され、平均気温は道内の他地域と大差はないが、農作物の生育に最も重要な5～6月には塩分を含んだ東編風に災されることがある。また、日本海側は、対馬海流の影響を受け比較的温暖で7～8月にかけて雨量が多い気候となっている。

本町の農業は、太平洋側では波状性丘陵地帯で畜産や畑作が営まれており、河川流域の平坦地で稲作が営まれている。日本海側では、渡島山脈の分水嶺から急激な斜面と段丘が海岸に迫り、河川流域の平坦地とわずかな段丘地帯で農業が展開されている。

本町の人口は平成24年5月現在で18,491人と近年は微減傾向にあるが、基幹産業である農業では、高齢化の進展や担い手不足等により農家戸数が減少傾向にあり、土壌や地形等の条件が悪い農地の遊休化が懸念されることから、新規就農者の確保や担い手の育成に力を入れつつ、基盤整備事業等を活用し優良農地へと整備するとともに、中核的な担い手等への農地集積を推進することにより、農地の効率的利用を図っていく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農用地区域に含めることが適当な土地は積極的に農用地区域への編入を図っていくとともに、機械格納施設や集出荷施設等営農に必要な農業用施設等の計画が発生した場合は、農業用施設用地を確保していくこととするが、市街地を中心として宅地化等の混住地域化が進んでいる集落内の土地、自然的・経済的条件から農業振興が困難な農地等については適切な土地利用を検討していく。

単位：ha、%

| 区分<br>年次 | 農用地   |      | 農業用施設用地 |     | 森林・原野  |      | 住宅地 |     | 工場用地 |     | その他   |      | 計      |       |
|----------|-------|------|---------|-----|--------|------|-----|-----|------|-----|-------|------|--------|-------|
|          | 実数    | 比率   | 実数      | 比率  | 実数     | 比率   | 実数  | 比率  | 実数   | 比率  | 実数    | 比率   | 実数     | 比率    |
| 現在(H24)  | 7,134 | 21.6 | 76      | 0.2 | 16,286 | 49.4 | 216 | 0.7 | 16   | 0.1 | 9,236 | 28.0 | 32,964 | 100.0 |
| 目標       | 6,963 | 21.1 | 76      | 0.2 | 16,437 | 49.9 | 227 | 0.7 | 16   | 0.1 | 9,246 | 28.0 | 32,964 | 100.0 |
| 増減       | -171  |      | 0       |     | 151    |      | 11  |     | 0    |     | 10    |      | 0      |       |

#### イ 農用地区域の設定方針

確保すべき農用地区域内の農地面積は目標年を平成34年とし、目標面積の基準年を平成24年とする。

平成24年における農用地区域内の農地面積は、6,671haであり、これまで(平成13年から23年まで)のすう勢が今後も継続した場合、平成34年には、6,412haになると見込まれるが、農用地区域への編入や除外の抑制、耕作放棄地の発生抑制等により確保すべき農用地区域内の農地面積を6,500haとする。

##### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地7,134haのうち、a～cに該当する農用地6,671haについて農用地区域に設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的農用地）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に則した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない

- (a) 集落区域内に介在する農用地【72ha】
- (b) 自然的条件等から見て、農業の近代化を図ること適当でないと認められる農用地【291ha】
- (c) その他、中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地【100ha】

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等並びに開発可能地についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するもの及び自給粗飼料の確保が可能な土地について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地利用状況は、各河川流域の平坦地では水田を中心に野菜・花卉・豆類などが栽培されており、市街地周辺の平坦地及び高台地帯は、酪農・畑作地帯となっている。

規模拡大を希望する農家がいる一方で、今後、農業者の高齢化や廃業等により、農地の遊休化等が懸念される状況となっていることから、戸別所得補償等の制度支援や複合経営の推進等により経営の安定化を図りつつ、耕作放棄地対策や各種土地改良事業、また農地の利用集積の推進により、優良な生産基盤の確保と現況農地の効率的利用を推進し農産物の自給率向上を図っていくこととする。

単位：ha

|     | 農地    |       |       | 採草放牧地 |    |    | 混牧林地 |    |    | 農業用施設用地 |    |    | 計     |       |       | 森林・原野等 |      |
|-----|-------|-------|-------|-------|----|----|------|----|----|---------|----|----|-------|-------|-------|--------|------|
|     | 現況    | 将来    | 増減    | 現況    | 将来 | 増減 | 現況   | 将来 | 増減 | 現況      | 将来 | 増減 | 現況    | 将来    | 増減    | 現況     | 将来   |
| 八雲町 | 6,671 | 6,500 | ▲ 171 | -     | -  | -  | -    | -  | -  | 76      | 76 | 0  | 6,747 | 6,576 | ▲ 171 | 1,320  | 1310 |

イ 用途区分の構想

(ア) A-1 (黒岩、山崎、花浦、立岩)

遊楽部川以北の海岸沿いに広がる平坦地のほとんどが畑として利用されているが、排水不良地が多いため、土地改良事業を推進し今後も畑として利用する。また、当地区が酪農地帯でもあることから、草地整備事業等により自給飼料の生産拡大と確保を進める。

(イ) A-2 (富咲、上八雲、鉛川)

遊楽部川流域に帯状に広がる地区であり、道営草地整備事業等により農地造成が図られ、畑として利用されている。

また、担い手不足が進行していることから畑の大区画化や農用地の利用集積を進めていく。当地区は酪農地帯でもあることから草地整備事業等により自給飼料の生産拡大と確保を進める。

(ウ) A-3 (内浦町、栄町、三杉町、緑町、春日、大新、熱田、浜松、山越、野田生、桜野)

遊楽部川と野田生川の間にある地区で、当地域の中央部に位置する。地区のほとんどが段丘地帯で優良な畑作地帯であり、南西部は、畜産基盤再編総合整備事業等により草地整備がなされ、牧草を主体とした畑として利用されている。東部の野田生川沿いの平坦部に約200haの水田があり、生産性も高く水利条件も整っており、田として利用する。

(エ) A-4 (蕨野、東野、旭丘、落部、入沢、下の湯、上の湯、栄浜)

野田生川、落部川沿いの平坦地は、当地域で最も生産性の高い水田地帯であり、大型機械に対応する条件も備えており田として利用する。また、水田の転作については、ハウスを活用した、施設野菜・花卉の生産を進める。

(オ) B-1 (折戸、相沼、泊川、館平、見日、大谷、根崎、雲石、熊石黒岩、鮎川、鳴神、西浜、関内、曇岩、平、泉岳)

旧熊石町一帯の地区で、高台や急峻な斜面が海岸まで迫り、平坦地が少ない地区である。主に田、畑として利用されているが土地が細分化されており、機械化も進んでいない。農業生産の効率化を図るため、農用地の利用集積や生産基盤整備を推進するとともに、生産性の高い施設園芸作物の導入を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農業は、各種施策の積極的な導入により農業経営の大型化・近代化を進めるとともに、生産性の向上や土地基盤整備を進めてきており、今後も、農用地の生産性の向上や農作物の品質向上に向けて、農地の排水対策や区画整理、農道の整備や農業水利施設等の整備により、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進するため、起伏修正や排水改良、草地造成等の整備を行うことにより、大型機械化体系に対応した効率的な草地への転換を図るとともに、営農用水の確保を進めるなど畜産経営の安定化を図る。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要  | 受益の範囲                     |          | 対図番号 | 備考 |
|-------|--|---------------------------|----------|------|----|
|       |  | 受益地区                      | 受益面積(ha) |      |    |
| 草地整備  | 草地整備 260ha、草地造成 20ha                                       | A-1, A-2<br>A-3, A-4      | 280.0    | 1    |    |
| 農道整備  | 農道改良 3,000m  | A-3                       | 450.0    | 2    |    |
| 総合整備  | 圃場整備 20ha、用水路工 2,000m<br>排水路 1,000m、暗渠排水 30ha<br>土層改良 20ha | A-1, A-2, A-3<br>A-4, B-1 | 300.0    | 3    |    |

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

八雲町森林整備計画に基づき優良な森林整備を進めるとともに、森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携により、農用地等に隣接する林道等については、農林業の振興に必要な施策として一体的に整備する。

### 4 他事業との関連

広域的な農業基盤の整備や開発計画、公共事業等計画は現在予定されていないが、これら事業の実施にあたっては、農業振興地域整備計画の達成に支障のないよう、適切な調整を図っていく。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

戸別所得補償制度による農業経営の安定化に加え、人・農地プランを活用し今後予想される耕作放棄地の発生を防止するため、離農農家・規模縮小農家等の農地については、意欲ある多様な担い手への利用集積とその効率的な利用を促進するとともに、優良農地の保全と利用を推進する。

また、ヒグマやエゾシカ等の有害鳥獣による農業被害を防止するため、各種対策を推進する。

### 2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要  | 受益の範囲                     |          | 対図番号 | 備考 |
|-------|--|---------------------------|----------|------|----|
|       |  | 受益地区                      | 受益面積(ha) |      |    |
| 総合整備  | 圃場整備 20ha、用水路工 2,000m<br>排水路 1,000m、暗渠排水 30ha<br>土層改良 20ha | A-1, A-2, A-3<br>A-4, B-1 | 300.0    | 3    |    |

### 3 農用地等の保全のための活動

地域における農地の利用調整活動をはじめ、担い手の育成・確保に向けた諸活動に対し支援するため、農地保有合理化事業や人・農地プランなど農業経営基盤強化事業等の各種事業の積極的かつ効果的な活用等を通じて優良農地の遊休化を未然に防止しつつ、離農・規模縮小農家等の農地を意欲ある多様な担い手や地域の中核となる経営体へ円滑に利用集積し、その効率的な利用を促進する。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を活用し、草刈り、用排水路及び農道等の適正な維持管理を支援することにより、農用地等の機能低下及び耕作放棄を防止するとともに、戸別所得補償制度により農業経営の安定化を図り、農地の効率的利用を推進して行く。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携の下、農用地等の適切な保全を図る。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町及び近隣町村における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を専業とする農業者が、地域における他産業従事者並みに生涯所得に相当する年間農業所得(経営体当たり概ね400万円)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり1,800~2,000時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業経営として確立していくことを目指す。

本地域においては、酪農と水稲を重点作目に畑作、肉牛、施設野菜を組み合わせた作付体系であり、多種多様な農業経営基盤の強化を図っていく。

| 営農類型            | 目標規模<br>(ha) | 作目構成   | 戸数<br>(経営体数) | 流動化目標面積(ha) |
|-----------------|--------------|--|--------------|-------------|
| 酪農専業(Ⅰ)【個】      | 21.9         | 経産牛40頭、育成牛21頭<br>牧草14.4ha、放牧地5.7ha、サイレージ用トクモコン<br>1.8ha            | 35           | 370         |
| 酪農専業(Ⅱ)【個】      | 39.4         | 経産牛60頭、育成牛31頭<br>牧草32.9ha、サイレージ用トクモコン6.5ha                         | 41           | 800         |
| 酪農専業(Ⅲ)【個】      | 69.9         | 経産牛120頭、育成牛60頭<br>牧草51.6ha、サイレージ用トクモコン18.3ha                       | 7            | 230         |
| 酪農+畑作【個】        | 23.5         | 経産牛30頭、育成牛13頭<br>牧草13.9ha、サイレージ用トクモコン5.1ha、馬鈴薯<br>(種)2.5ha、小豆2.0ha | 40           | 460         |
| 酪農専業(Ⅳ)【組】      | 154.4        | 経産牛250頭、育成牛124頭<br>牧草122.0ha、サイレージ用トクモコン32.4ha                     | 3            | 230         |
| 肉専用種繁殖経営【個】     | 19.4         | 繁殖牛30頭、後継牛10頭、素牛15頭<br>牧草11.6ha、放牧地7.8ha                           | 9            | 50          |
| 畑作+露地野菜【個】      | 11.1         | 馬鈴薯(種)3.5ha、小豆3.5ha、大豆2.0ha、<br>てんさい1.2ha、かぼちゃ0.5ha、露地ネギ<br>0.2ha  | 7            | 30          |
| 畑作+露地野菜【組】      | 38.0         | 馬鈴薯(食)10.0ha、小豆6.0ha、大豆<br>10.0ha、てんさい10.0ha、露地野菜2.0ha             | 5            | 60          |
| 水稲+畑作【個】        | 17.0         | 水稲5.0ha、馬鈴薯(食)3.0ha、小豆3.0ha、<br>大豆3.0ha、ハトムギ3.0ha                  | 9            | 20          |
| 水稲+畑作【個】        | 22.0         | 水稲5.2ha、馬鈴薯(食)4.2ha、小豆4.2ha、<br>大豆4.2ha、小麦4.2ha                    | 3            | 10          |
| 水稲+畑作【個】        | 31.0         | 水稲7.0ha、馬鈴薯(食)6.0ha、小豆4.0ha、<br>大豆6.0ha、小麦6.0ha、緑肥2.0ha            | 3            | 10          |
| 水稲+畑作+露地野菜【個】   | 9.1          | 水稲6.0ha、馬鈴薯(種)1.7ha、露地ネギ<br>0.4ha、カボチャ1.0ha                        | 4            | 10          |
| 水稲+施設野菜+畑作【個】   | 8.4          | 水稲6.0ha、大豆1.2ha、軟白ネギ(ゆ<br>す)0.4ha、ハトムギ0.6ha、みょうが0.2ha              | 32           | 10          |
| 水稲+施設花卉+畑作【個】   | 8.4          | 水稲6.0ha、大豆1.2ha、ハトムギ0.6ha、花卉<br>(ゆす)0.4ha、レタス0.1ha、ほうれん草0.1ha      | 36           | 10          |
| 水稲+施設野菜(Ⅰ)【個】   | 6.7          | 水稲6.0ha、軟白ネギ0.4ha、レタス0.1ha、ほう<br>れん草0.2ha                          | 3            | 5           |
| 水稲+施設野菜(Ⅱ)【個】   | 5.9          | 水稲5.0ha、立茎アスパラ0.9ha  | 2            | 3           |
| 水稲+施設野菜+露地野菜【個】 | 7.2          | 水稲6.0ha、ほうれん草0.7ha、レタス0.1ha、<br>露地ネギ0.2ha、みょうが0.2ha                | 2            | 4           |
| 施設野菜(Ⅰ)【個】      | 0.5          | 立茎アスパラガス0.5ha  | 3            | -           |
| 施設野菜(Ⅱ)【個】      | 0.26         | 高設イチゴ(春作)0.13ha、高設<br>イチゴ(夏秋作)0.13ha                               | 3            | -           |
| 施設野菜(Ⅲ)【個】      | 0.37         | 高設イチゴ(春作)0.1ha、高設イチゴ(夏秋<br>作)0.1ha、立茎アスパラ0.17ha                    | 3            | -           |

※ 【個】 個別経営体 【組】 組織経営体

#### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営目標を達成するためには、効率的かつ総合的な土地の利用を図るとともに作業受委託や機械の共同利用を進めていく必要があり、農業経営の規模拡大や効率化に向け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業や農地保有合理化学業等を積極的に推進し農地の権利移動等により農地の集団化を図るほか、意欲ある多様な担い手や中核的な担い手への農地の円滑な利用集積を図るとともに、農作業受委託組織の取組や、機械導入、また、準備の整った農業組織の法人化や地域農業集団の活動を支援する。



## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農用地の集団化・流動化対策

人・農地プランを作成支援し、地域全体の合意を基本とした農地の意欲ある多様な担い手や中核的な担い手等への利用集積を図るとともに、農地移動適正化あっせん事業、農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業など各種の農地流動化施策によって、農用地の集団化・流動化及び耕作放棄地の農業上の利用増進を図り、農地や農業機械の効率的な利用を促進する。

### (2) 農作業の共同化・受委託の促進対策

高齢化の進展や、規模拡大による労働力不足に対処するため、農作業の受委託組織や機械・施設の共同利用を支援し、農地の効率的な利用と農作業の効率化、労働負荷の軽減を図る。

農作業受委託や機械・施設の共同化については、中心となる生産組織を育成し、農業者自らが中心のかつ積極的に運営出来るよう支援していく。

### (3) 地力の維持増進促進

土壌診断による施肥や土壌改良資材の適正投与、また耕畜連携による堆きゅう肥の有効活用など、良質な農産物の安定供給、生産コストの低減及び環境負荷の軽減に配慮した施肥管理・土壌管理を推進する。

また、適切な輪作体系の実施により連作障害の発生防止に努め、生産性及び品質の向上を図る。

### (4) 既存施設等の利用によるコスト低減

農業経営の規模拡大を図るためには多大な投資が必要となることから、既存畜舎の改修・増築、舎飼から放牧への切り替え等、既存施設の利活用を含めた施設整備を推進し、コストの低減を図る。

また、草地についても、耕起による更新のみではなく、追播機等を活用した低コストな簡易更新手法の普及を推進し、草地更新率の向上による自給粗飼料の生産拡大と確保を図る。

### (5) 農業経営の法人化への誘導

農業生産組織は、大規模かつ効率的な農業経営を展開する上で重要な位置付けであると同時に、農業生産法人等への移行組織として重要な役割を持っていることから、今後も地域及び営農の実態等に即した農業生産組織の育成を図る。

### (6) 地域農業集団の育成対策

農業経営の安定化を図るため、八雲町経営・生産対策推進協議会が中心となり、地域農業集団による第6次産業化や産直等の動きを支援していく。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携の下、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図る。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

水稻は、実需者ニーズに対応した品質の向上を目指すとともに、農作業受委託、機械の共同利用を推進し、コストの低減のみならず、高齢化の進展に対応可能な米づくりを進める。また、転作作物については、野菜・花きなどの収益性の高い作物を導入するにあたっては、機械の共同利用を推進し、水稻とのゆとりある複合経営を目指して行く。

畑作については、馬鈴薯、てん菜をはじめ、野菜、豆類についても作業の受委託や機械の共同利用を推進し、コストの低減を図るとともに、農協における集荷、選別、調製、保管施設等の整備拡充や野菜などの生産施設の整備を推進する。

畜産については、燃油や資材、配合飼料価格等の高騰により、厳しい生産環境となっているが、安全・安心・良質な畜産物の生産を基本とし、作業の受委託や公共牧場の利用促進、放牧技術、粗飼料自給率の向上に努め、TMRセンターや家畜飼養管理施設等の施設整備及び収穫・調製機械の整備を推進し、生産性の向上とともにコストの低減を図る。

### 2 農業近代化施設整備計画

今後、施設の統廃合も含め、作物の品質向上やコスト低減に必要な施設及び機械の整備を推進していく。

特に今後、需要が高まっているTMRセンターやコントラクター組織の立ち上げには、各種補助事業等を活用しながら整備を進める。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

必要に応じ、八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携の下、必要に応じ農業近代化施設を整備する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行する中、町農業の持続的な発展を図るためには、認定農業者の確保・育成を図るとともに、農業経営の法人化の推進、また農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の推進、女性農業者の経営や営農活動等への参画等を図っていく必要がある。

新規就農希望者には、八雲町農業研修者支援住宅により支援を行う。また、八雲町活性化施設「ファームメイド遊楽部館」を設置し、都市と農村との交流や加工食品の開発など6次産業化の支援を行い、意欲ある多様な担い手を育成・確保するための取組を実施していく。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

| 施設の種類   | 施設の内容                  | 位置及び規模  | 施設の対象者                | 対函番号 | 備考 |
|---------|------------------------|---|-----------------------|------|----|
| 農作業体験施設 | 新たな整備計画はないが、既存施設の充実を図る |   |                       |      |    |
| 就農支援施設  | 新たな整備計画はないが、既存施設の充実を図る |   |                       |      |    |
| 農家住宅    | 農家住宅                   | A-1 (黒岩、山崎、花浦、立岩) 10棟<br>A-2 (富咲、上八雲、鉛川) 10棟<br>A-3<br>(内浦町、柴町、三杉町、緑町、春日、大新、熱田、浜松、山越、野田生、桜野) 10棟<br>A-4<br>(蕨野、東野、旭丘、落部、入沢、下の湯、上の湯、柴浜) 10棟<br>B-1<br>(折戸、相沼、館平、熊石黒岩、見日、鮎川、鳴神、西浜、関内、豊岩、平、大谷、根崎、泊川、泉岳、雲石) 10棟 | 農業後継者<br>新規就農者<br>担い手 |      |    |

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農希望者の円滑な就農を図るため、相談窓口として各関係機関・団体と連携し、「八雲町担い手育成センター」を設置し、就農に関する情報提供や就農相談業務を実施するとともに、実践的な技術支援、経営支援として、指導農業士・農業士を中心とした受入体制を整備し、また、新規就農に必要な資金を確保するため、「八雲町新規就農支援資金」制度を創設し、支援を行っていく。

また、青年農業者については、既存の4Hクラブの活動を支援し、次代を担う多様で元気な「人」づくりの育成を図る。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携の下、必要に応じ担い手育成・確保施設を整備する。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

兼業農家の都市や他産業への流出は、過疎化の進行や農村における集落活動に支障を来すなど、当町の持続的な農業発展のためには、農業構造政策として重要な課題であり、これまで地場産業の振興による安定的な就業機会の確保に努めてきたが、未だ不安定な状況におかれている農業者もあり、今後とも企業誘致等の取組みを実施し、就業機会の確保・拡大を図るとともに、農業の6次産業化や多様な農業の展開による農業所得の向上を図る。

(単位：人)

| I      | II            | 業 地  |    |     |      |    |    |     |     |     |
|--------|---------------|------|----|-----|------|----|----|-----|-----|-----|
|        |               | 市町村内 |    |     | 市町村外 |    |    | 合 計 |     |     |
|        |               | 男    | 女  | 計   | 男    | 女  | 計  | 男   | 女   | 計   |
| 恒常的勤務  | 建設業・サービス業・その他 | 47   | 50 | 97  | 21   | 13 | 34 | 68  | 63  | 131 |
| 計      |               | 47   | 50 | 97  | 21   | 13 | 34 | 68  | 63  | 131 |
| 自営兼業   | 林業            | 4    |    | 4   |      |    |    | 4   |     | 4   |
|        | 漁業            | 13   | 13 | 26  |      |    |    | 13  | 13  | 26  |
|        | その他           | 14   | 8  | 22  | 3    | 1  | 4  | 17  | 9   | 26  |
| 計      |               | 31   | 21 | 52  | 3    | 1  | 4  | 34  | 22  | 56  |
| 出稼ぎ    | 建設業           | -    | -  | -   | -    | -  | -  | -   | -   | -   |
| 計      |               |      |    |     |      |    |    |     |     |     |
| 日雇・臨時雇 | 建設業・サービス業・その他 | 15   | 13 | 28  | 17   | 4  | 21 | 32  | 17  | 49  |
| 計      |               | 15   | 13 | 28  | 17   | 4  | 21 | 32  | 17  | 49  |
| 総計     |               | 93   | 84 | 177 | 41   | 18 | 59 | 134 | 102 | 236 |

注 資料：平成22年アンケート調査による

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (ア) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

農業の多様な発展を推進するとともに、農家の就業意向調査等を実施することで把握する。

#### (イ) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

就業意向調査の結果を総合的に分析し、町、農業委員会、農業関係機関等で構成する八雲町経営・生産対策推進協議会を定期的に開催し、就農希望者の相談窓口として指導・相談活動にあたり、就農の円滑化に努める。

### 3 農業従事者就業促進施設

現地点において新たな施設整備計画なし。

### 4 森林整備その他林業の振興との関連

必要に応じ、八雲町森林整備計画等と農業振興地域整備計画との密接な連携・調整を図る。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

#### (1) 安全性

防犯体制の整備を進め、地域住民と一体となった防犯運動の展開により、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進める。

交通事故が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、町内会等と連携した地域に根ざした事故防止活動を推進する。

住民生活の多様化、道路網の充実や高齢化など社会環境の変化に対応した消防・救急体制の整備を推進するとともに、消防団員の確保と団員の知識・技術の養成を図る。

防災体制の強化を図るとともに、自主防災組織設立への支援をはじめ、地域と協働した防災体制を推進する。

#### (2) 保健性

健やかに充実して暮らせるまちづくりを目指して、医療サービスや地域医療の充実に努める。

循環型の社会づくりに向けて、ごみの減量化・資源化・リサイクルを積極的に推進し、ごみ処理体制の充実や関係施設の整備を図るとともに、一層の分別収集の徹底に取り組む。

良質な水資源の確保に努めるとともに、安定した水道水を供給する。さらに、未給水地域での生活用水の確保に向けた対策を推進し、安全で安心な水の供給に努める。

下水道の計画的な整備を推進するほか、水洗化率の向上に向けて、下水道処理計画区域外の合併処理浄化槽の設置に向けた取り組みなど、総合的な水洗化を推進する。

#### (3) 利便性

町民生活の利便性の向上、地域産業の振興や新たな企業誘致など町の発展に欠かせない重要な幹線である国道5号、277号、229号や道道の整備を推進する。

冬期間の安全な道路環境づくりのため、適切な除排雪に努める。

八雲熊石間のバス路線の確保に向けた対策を推進するとともに、コミュニティバス等新たな運行形態を検討する。

インターネットによる「町民との情報共有」を強化するなどネット社会への対応を推進し、町全体の相互情報通信機能の向上による地域の活性化に努める。

#### (4) 快適性

高齢者が自立し主体的な生活が営めるよう、健康の保持と増進に取り組むとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援する。

子育て家庭の不安や孤立を防ぐために、相談指導体制の充実や子育てに関する情報提供の強化を図るとともに、ひとり親家庭の社会的・経済的自立促進のための支援を推進する。

保育ニーズの多様化に伴う保育サービスの充実を図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりを推進する。

#### (5) 文化性

少子化や核家族の進展による社会環境の変化に対応しながら、次代を担う子供たちが伸び伸びと育ち、遊び、学べる環境を築いていきます。

自己実現と生活向上をめざす生涯学習の充実に向け、“いつでも、どこでも、だれでも、気軽に”学習できる条件整備と、学んだことを社会や地域づくりに活かすことのできる、生涯学習の確立を進める。

### 2 生活環境施設整備計画

本地域において、生活環境の変化又は要望等により整備が必要とされる場合においては、検討の上計画的な整備に努める。

### 3 森林の整備その他の林業の振興との関連

生活環境施設を整備する際には、町森林整備計画等との整合性に配慮し、森林がもつ景観、資源等の多面的機能を損なわないように確保、整備、調整し、調和をとりながら推進する。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

新八雲町総合計画等との整合性を図りながら生活環境の改善や水質保全及び自然環境に配慮した生活環境整備を関係機関との連携・調整のもと、効果的かつ効率的に推進する。

## 第9 付 図

### 1 土地利用計画図（付図1号）

### 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）

## 別記 農用地利用計画